

2025年8月22日時点

(案)

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書

令和7年8月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会

【はじめに】

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会では、令和7年2月3日、下記「諮問書」のとおり直方市教育委員会からの諮問を受け、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿」のメンバーで、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容」のとおり、計6回の会議を開催しました。会議の予定時間を超え審議を行うことが複数回あるなど、各委員熱心に審議を実施しました。

令和7年8月、諮問に対する答申を行いました。答申にあたっての検討内容や補足の意見等について、この報告書にて報告します。

「諮問書」(令和7年2月3日付)

直教学第764号
令和7年2月3日

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 様

直方市教育委員会

諮 問 書

下記のことにつきまして、諮問いたしますので、調査及び審議下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること。
 - (1)直方市の目指す学校規模について検討すること。
 - (2)多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。
 - (3)前号の課題に対する改善の方法を検討すること。

「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿」

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会候補者名簿

定数 12人以内

任期：任命の日から事務が終了したときまで

選出区分	所 属	氏 名	備 考
学識経験を有する者	福岡教育大学	日高 和美	
直方市立学校の関係者	小学校校長会	下元 操	
直方市立学校の関係者	中学校校長会	大塚 泰信	
直方市立学校の関係者	福岡県教職員組合 直方鞍手支部	井上 洋一	支部長
直方市立学校の関係者	直方市PTA連合会	松莊 礼誠	副会長
直方市立学校の関係者	直方市PTA連合会	矢野 愛	副会長
幼児教育に関して 識見を有する者	植木こども園	池田 勇	直方市子ども・子育て会議 委員
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	金本 暁幸	副会長
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	仲野 照明	本部専門委員長
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	岸田 太吉	事務局長
地域の実情に 識見を有する者	直方市自治区公民館 連合会	上川 勝義	理事
関係行政機関の職員	直方市	池本 隆幸	防災・地域安全課長

「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容」

	開催日	内容
第一回	令和7年2月3日	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 議事 (1)諮問 (2)事務局説明 ・直方市学校規模適正化の検討について ・直方市の人口（児童・生徒数）推計について (3)協議
第二回	令和7年3月25日	議事 (1)協議 ・人口（児童・生徒数）推計の分析、課題抽出 (2)事務局説明 ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について
第三回	令和7年5月21日	議事 (1)確認 ・検討委員会への諮問内容、検討事項について ・「基本計画」のイメージ (2)協議 ○第二回会議の事務局説明に関すること ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について ○直方市の目指す学校規模について ・学校規模ごとのメリット、デメリットについて (3)事務局説明 ・直方市の財政状況について ・直方市公共施設等総合管理計画について ・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本 型学校教育」～）
第四回	令和7年6月27日	議事

		<p>(1)協議</p> <p>○第三回会議の事務局説明に関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・直方市の財政状況について・直方市公共施設等総合管理計画について・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～） <p>○直方市の目指す学校規模について</p> <ul style="list-style-type: none">・直方市の目指す学校規模について <p>(2)事務局説明</p> <ul style="list-style-type: none">・通学区域に関すること・地域と学校の連携について
第五回	令和7年7月30日	<p>(1) 協議</p> <p>○答申書（案）について</p> <ul style="list-style-type: none">・直方市の目指す学校規模について・通学区域に関すること・地域と学校の連携について
第六回	令和7年8月26日	<p>(1) 協議</p> <p>○答申書（案）について</p> <ul style="list-style-type: none">・直方市の目指す学校規模（中学校）について <p>(2)答申書の提出について</p>

【検討内容について】**1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること****(1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。**

①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（「基本指針」より）

令和6年8月6日直方市学校規模適正化基本指針(以下「基本指針」という。)で規定された直方市学校規模適正化の基本的な考え方より、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要である。

②直方市の目指す学校教育（「基本指針」より）

教育基本法の理念、学校教育法における義務教育の目標を鑑み、また教育振興基本計画を参酌して定められた直方市教育大綱を踏まえ決定された直方市の目指す学校教育である「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」を実現するために資する学校規模とすることが必要である。

③1 学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員の間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられる。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要である。

1 学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員の間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられる。

令和5年度に行われた教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1 学年1 学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていた。

④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定

しにくいこと等のデメリットが生じる。

児童・生徒数の減少に伴い、通常学級の数は減少しているが、特別支援学級の増加等により、教室の確保に苦慮している学校がある。

・学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生する可能性がある。

令和 5 年度に行われた「教職員アンケート」や「保護者・児童生徒アンケート」において、小学校の 1 学年 4 学級以上、中学校の 1 学年 7 学級以上を望む声は非常に少ないものだった。

⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響

小学校の学級編成の標準（＝1 学級あたりの上限人数）は 35 人である。

中学校の学級編成の標準は、現時点では 40 人であるが、2026 年度以降順次 35 人となる。

学級規模（＝1 学級の児童生徒数）が小さいほど、児童生徒一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといったメリットがある一方、係などの学級での役割を通して成長する機会、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいこと等のデメリットがあると考えられる。

学校規模の小規模化により、体験格差が生じたり、人と関わる対話といったものが少なくなり、学習成果に影響が出ることも考えられる。

⑥バランスのとれた教職員集団の配置

基本指針の基本的な考え方にあるとおり、義務教育段階の学校における教育を十全に行うためには、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革にも資することとなる等、好循環化が期待できる。

⑦直方市の目指す学校規模（小学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の小学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされており、直方市においてはこの標準と異なる規模を目指す特別の事情もないことから、【小学校は、12 学級から 18 学級】の学校規模を目指す

ていくべきとした。

⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の中学校においては1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされているところであるが・・・

教員の配置・教科の専門性の確保・・・

アンケートによる意見・・・

上記を踏まえ、直方市においては【中学校は、●学級から 18 学級】の学校規模を目指していくべきとした。

○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

主に、上記①から⑧までの検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市は、次のとおりの学校規模を目指していくべきと考えます。

小学校は、12 学級から 18 学級

中学校は、6・9・12 学級から 18 学級

（学級数は、通常学級の数とする。）

「直方市学校規模適正化基本指針」※抜粋（12・13 ページ）

第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方

直方市学校規模適正化の検討にあたり、以下の考えを前提としています。

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

直方市における学校規模適正化の検討は、二段階を踏むことを想定しています。

第一段階として、

「直方市の目指す学校教育」「その目指す学校教育を実現するための学校規模の検討」

第二段階として、

「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」を検討します。

2. 基本的な考え方

学校規模適正化に取り組むにあたり、直方市の状況、直方市学校規模適正化基本指針検討委員会からの答申、文部科学省によって示されている施策等を検討した結果、「基本的な考え方」を、以下のようにすることとしました。

【教育的な観点】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

3. 直方市の目指す学校教育

教育基本法において、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すること、と規定されています。

その教育の目的を実現するため、教育の目標は、「豊かな情操と道徳心を培う」「自律の精神を養う」「職業・生活との関連を重視する」「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画する」「生命や自然の尊重」「伝統と文化の尊重・それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛する態度を養う」などと規定されています。

また、義務教育として行われる普通教育は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるもの」と規定されています。

教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法では、義務教育の目標を

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

などを養うこと等、としています。

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府は教育振興基本計画を策定しています。

その教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとされています。

直方市学校規模適正化基本指針検討委員会から提示された答申においても、これからの

直方市が目指す学校教育は、令和2年に策定された直方市教育大綱の【目指す市民像】

【基本方針】を実現するための内容とすべきと示されました。特に直方市教育大綱の

『【目指す市民像】の「主体的に学び続け」という部分、『【基本方針】の「可能性を引き出し」という部分に着目すべきであるとも記されています。

それらのことを踏まえて検討した結果、現時点における直方市の目指す学校教育を次のように定めます。

直方市の目指す学校教育は、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」と定めます。

現時点における直方市の目指す学校教育を上記のように定めますが、目指す学校教育というものは、地方教育行政を取り巻く社会状況やこどもを取り巻く環境等に合わせ、柔軟に変化をさせていくべきものであると捉えています。

2025.5.21 学校規模適正化基本計画検討委員会（第三回）
資料③-03 学校規模ごとのメリット・デメリットについて

学校規模によるメリット・デメリット（例）

	小規模化	大規模化	規模の種類	
学 習 面	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくない。 ・1学年1学級の機会、ともに努力によりよい集団がなされにくい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制限が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。 ・児童・生徒数、教員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。 	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する力をさらに伸ばしやすい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。 ・児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 	<p>学級数（通常学級）</p> <p>過小規模 1～5学級 小規模 6～11学級 標準規模 12～18学級 大規模 19～24学級 過大規模 25学級以上</p>
生 活 面	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。 	<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動等の設備が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ・クラス替えが困難なことなどが、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・切磋琢磨する機会等が少なくなってしまう。 	<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。 	
学 校 運 営 面 ・ 財 政 面	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 	<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教員配置が行いにくい。 ・学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。 	<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の連絡調整が図りづら 	
そ の 他	<p>施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。 </p>	<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。 ・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。 	<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。 ・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。 	

※文部科学省が都道府県・市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（第8回：H20.12.2）で配布した資料を基に作成

「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）」

（令和5年10月23日から令和5年11月10日実施）

問7：小学校の学級数

小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※普通学級
国の定める法令上、小学校の学級数は「1学年あたり2～3学級（1学校あたり12～18学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4学級以上	総計
小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	7	273	14	294
	2.4%	92.9%	4.8%	100.0%

問8：中学校の学級数

中学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※普通学級
国の定める法令上、中学校の学級数は「1学年あたり4～6学級（1学校あたり12～18学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4～6学級	7学級以上	総計
中学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	2	165	118	9	294
	0.7%	56.1%	40.1%	3.1%	100.0%

※「教職員アンケート」

実施時期：令和5年10月23日から令和5年11月10日

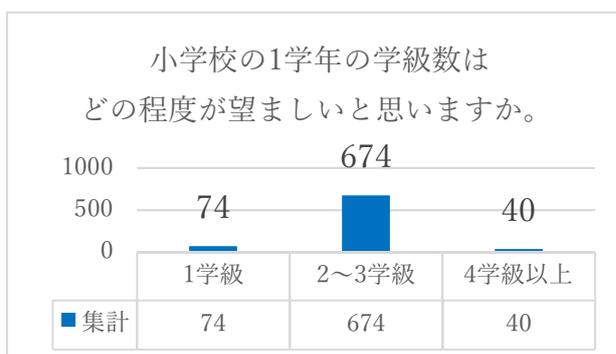
対象：直方市立小中学校の教職員

回答数：294名

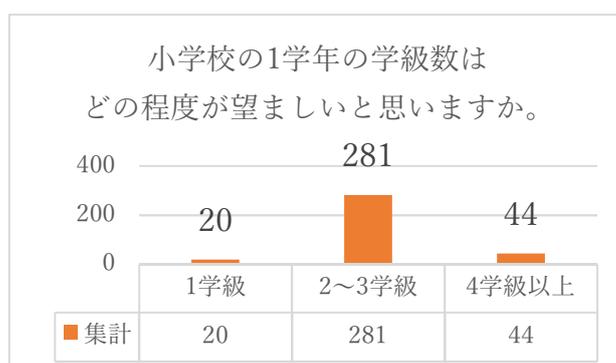
「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）」
 （令和6年2月9日から令和6年2月24日実施）

3. 小学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）

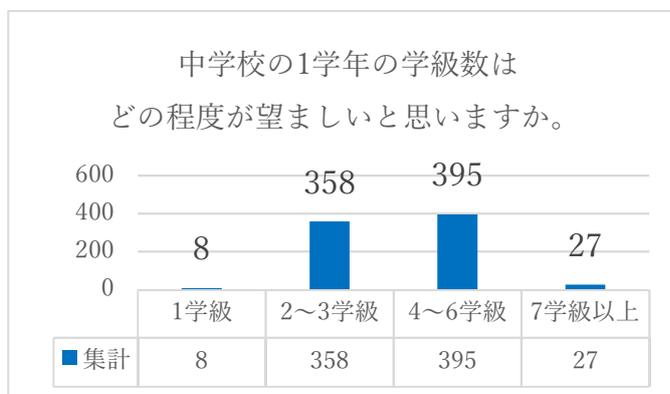


（中学生の保護者の回答）

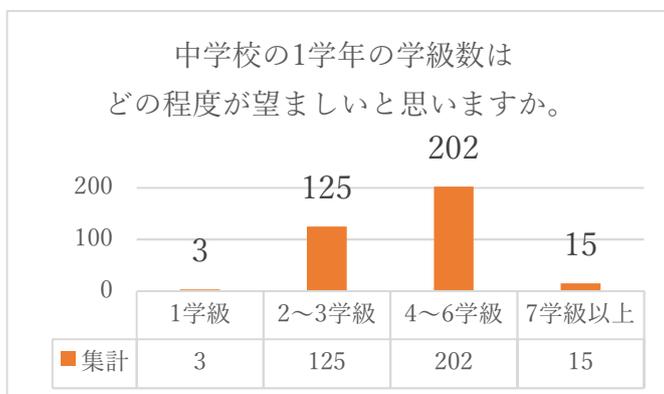


4. 中学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）



（中学生の保護者の回答）



※「保護者・児童生徒アンケート」

実施時期：令和6年2月9日から令和6年2月24日

対象：市立小中学校の保護者、児童生徒

回答数/配布枚数：小学校・・・788件/2,213世帯（回答率35.61%）

中学校・・・345件/1,372世帯（回答率25.15%）

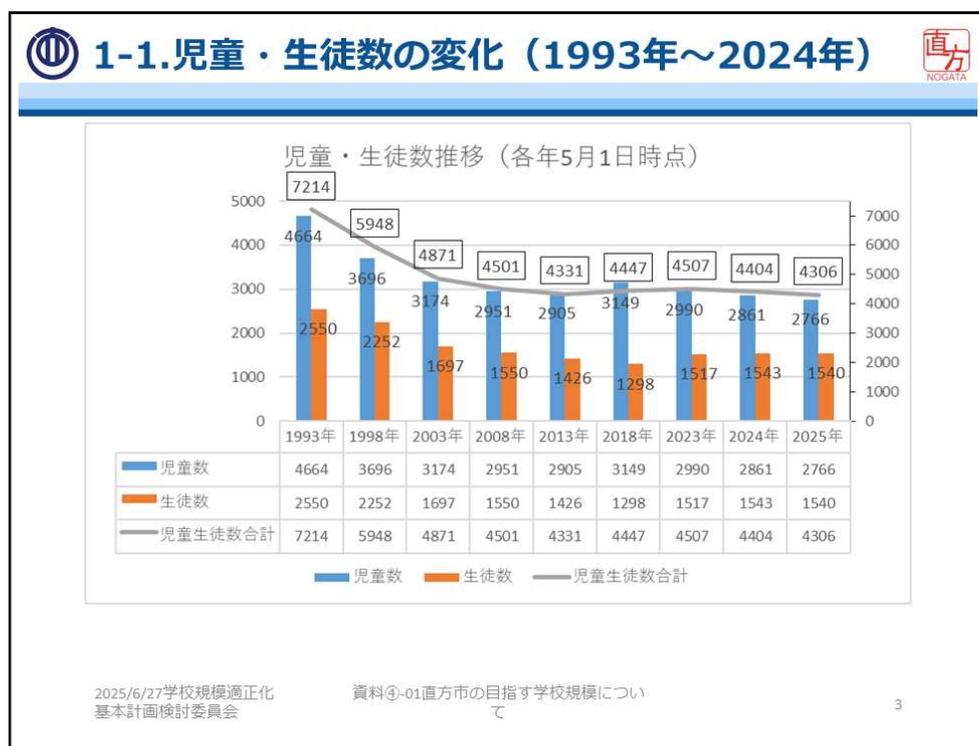
合計・・・1,133件/3,585世帯（回答率31.6%）

(2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3) 前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

①人口（児童生徒）推計について

- ・児童生徒数は減少しており、この減少傾向は今後も継続が予測される。
- ・1993年に7,214人（児童数4,664人、生徒数2,550人）だった児童生徒数は、2025年には4,306人（児童数2,766人、生徒数1,540人）となっており、その減少率は約40パーセントである。2050年には3,287人（児童数2,178人、生徒数1,109人）となると予測されており、1993年からの減少予測率は約55パーセントである。
- ・各地域の土地利用状況の変化により、各学校の児童生徒数の予測は変動することが予想される。
- ・児童生徒数が教育条件へ与える影響は大きいため、直方市の目指す学校規模を実現するために、人口（児童生徒）推計を継続的に行う必要がある。





②学校施設の状況について

・学校施設の老朽化が進んでいる状況にある。校舎、体育館59棟のうち、建築から30年以上経過しているものが54棟あり、そのうち14棟は50年以上経過している。老朽化対策は喫緊の課題である。

・施設の改修につき、必要な改修は適時に行うべきである。改修にあたっては、安全に関わる部分是最優先としつつ、直方市の目指す学校教育の実現のために、学校の統廃合・通学区域の変更等の検討状況や、市の財政状況等を勘案して、優先順位を考えながら計画的に実施すべきである。計画的、効率的かつ効果的に改修を行うために、直方市学校施設等長寿命化計画の見直しを行う必要があると考える。見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とすべきである。

・従来の日本型学校教育を発展させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取り組みを行うべきである。

・こどもの学びや教職員を支える環境の整備を進めていく必要がある。

○デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育施策の改善・充実等

○ICT活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の

整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備

○小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(概要)

第1部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

↑
新学習指導要領の着実な実施
I C T の活用

令和3年1月26日
中央教育審議会

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割

課題

子どもたちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子どもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加率的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

1

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

① 個別最適な学び（「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者の視点から整理した概念)

- ◆ 新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用することが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆ GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆ その際、「主体的・対話的で深い学び」を表現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
- ・ 支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を表現
- ・ 特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる

- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利用することや、教師の負担を軽減することが重要

それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

② 協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要

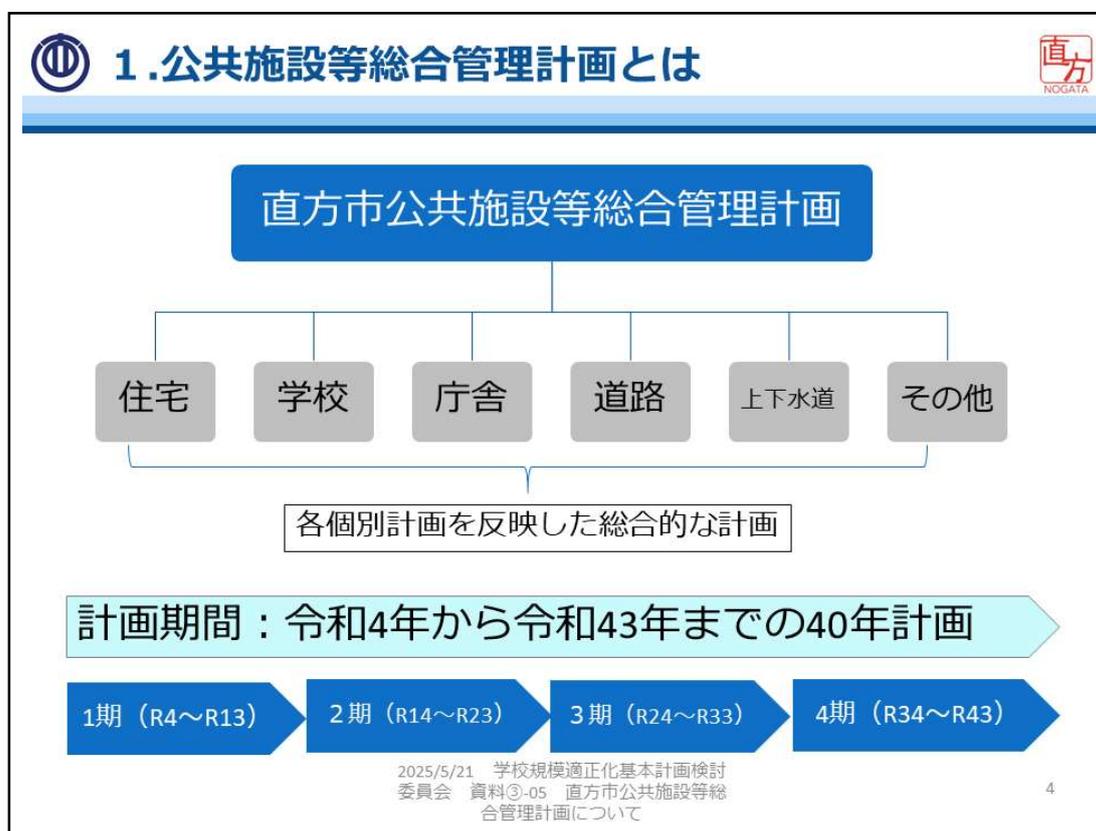
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

・ Society5.0 時代の到来など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している。また、新型コロナウイルス感染症対応等を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子どもたちの学びを保障する環境を整備する必要がある。「GIGA スクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である。

・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格）の配置ができるような教室環境等の整備や、1 人 1 台端末の効果的な活用等によるきめ細やかな指導の充実に資するような施設・設備の計画的な整備を図るべきである。そのために、既存の学校施設を改修して使用を継続するのか、新增築や建て替え等を行うのかも含め、適切な投資を適宜検討する必要があると思われる。

- ・直方市公共施設等総合管理計画より、直方市の公共施設全体の30.2%を学校教育系施設が占めている。学校教育系施設以外の公共施設と同様に、移管・面積削減率の目標を30%と設定し、公共施設等の管理に関する基本方針に従い、保有総量の最適化、適切な維持管理、効率的な施設運営に取り組む必要がある。
- ・直方市公共施設等総合管理計画の計画期間は令和4年度から令和43年度であり、計画の実行性を高めるために10年間毎に実施期間が設定されている。直方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画にあたる直方市学校施設等長寿命化計画の見直しにあたっては、上記計画期間及び実施期間を意識して、また学校規模適正化の取り組みに合わせ、見直しを行うべきである。





③学校の適正配置（通学条件）について

・基本指針に記載のあるとおり、直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することである。

・文部科学省が作成した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（以下「文部科学省の手引き」という。）によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されている。

・文部科学省の手引きには、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっていると示されている。通学距離について、徒歩や自転車による通学距離としては、「小学校で4km以内、中学校で6km以内」という基準はおおよその目安として妥当であるとも示されている。

・文部科学省の手引きには、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学だけを前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えていると示し、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しがたつということを前提として、通学時間について「おおむね1時間以内」を一応の目安とすることは適当と示している。

・通学条件（通学距離、通学時間）について、文部科学省の手引きの考え方を機械的に適用することは適当ではない。直方市は、直方市における児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件等を勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置を検討する必要がある。

・学校規模の適正化を図る手段として、学校同士の統合だけでなく、通学区域の見直しも考えられる。

・通学区域の弾力的運用の制度を使い、特定の学校に、校区外からの通学が多いという現状があり、地域の児童生徒減少数以上のスピードで小規模化が進行している学校がある。また、校区外からの通学のための送迎等で発生する渋滞に、地域住民が対応しているケースもある。通学区域の弾力的運用について、検討をする必要がある。

・学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の配慮が必要と考えられる。

・通学路の安全対策（防犯カメラ、地域による見回り等）についても検討する必要がある。

上記検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市の学校の適正配置の検討にあたっては、

- ・直方市における通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内をおおよその目安と設定すべきです。
- ・直方市における通学距離は、1時間以内を一応の目安と設定すべきです。

なお、学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を検討すべきです。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討すべきです。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」※抜粋

(2) 学校の適正配置（通学条件）

- 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

【通学距離による考え方】

- 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています¹⁴。
- 徒歩や自転車による通学距離の基準を定めている市町村も相当数ありますが、そのほとんどが小学校で4 km以内、中学校で6 km以内又はそれ以下の距離を基準として定めており、中には、地域の通学路の実態を踏まえ、徒歩と自転車で異なる基準を設けているところもあります。
- なお、小学校5年生と中学校2年生を対象に、通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められませんでした¹⁵。
- これらを踏まえれば、徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

【通学時間による考え方】

- 他方、児童生徒の実際の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交

14 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号。ただし、この条件に必ずしも適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には同様に国庫負担の対象としています（同条第3項）。

15 文部科学省新教育システム開発プログラム「通学制限に係わる児童生徒の心身の負担に関する調査研究」（平成20年）

通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えています。上述した、公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4 km、6 kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4 km、中学校で6 kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあります。

- このため、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ¹⁶、統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内となっていました。
- 交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少したりすることに伴い、体力の低下や家庭学習の時間の減少といった様々な課題も生じ得るところですが、全国的には創意工夫を生かしてこうした課題の解消を図っている事例も存在します。例えば、スクールバスの乗車時間を有効活用する観点から、音声教材の活用や図書館司書等の同乗による朗読活動を行うなどの工夫をしたり、校門から一定の距離でスクールバスから降車させ、歩数を確保する取組を行っている学校もあります。
- さらに、学校での体力づくり活動の充実や、遊具・運動場の環境整備等といった対策を行っている学校、児童生徒の疲労等に配慮し、長時間バスに乗った状態から学校での活動に入るために心身の状態を円滑に切り替えていく観点から、学校に到着した後、軽い運動を行う時間を設けている学校もあります（課題解消のための具体的な工夫については第3章（3）で詳述します）。
- 以上のようなことを総合的に勘案した場合、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つという点を前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

16 「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」（調査時点：平成26年5月1日）において、過去3年間の統合事例をすべて調査した結果に基づくものです。

- なお、特に小学校の場合、通学距離や通学時間を検討する上では、低学年の児童と高学年の児童との体力の違いも考慮に入れる必要があります。地域の実情や児童生徒の実態に応じて適当と判断される場合には、例えば、低学年については分校に通わせ、高学年になったら本校に通わせるといったことも一つの対応策として考えられます。

【各地域における主体的検討の重要性】

- いずれにしても、各地域が抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではありません。各市町村においては、児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要があります。（「3章（3）統合により生じる課題への対応」参照）

④学校と地域の関係

・基本指針で示された直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】に記載のあるとおり、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っており、また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っている。

・学校運営協議会、学校評議員、地域学校協働活動についての整理や今後の方針等をしっかり整理する必要がある。

・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動を一体的に推進していく必要がある。

・学校・保護者・地域との間での意見交換の場が大事である。

・現在の学校と地域の関係のことだけでなく、統廃合があった後においてもそれぞれの学校と地域の関係について考えていくことが重要である。

・学校は、教育のための施設であるだけでなく、様々な機能（地域コミュニティの核としての性格、避難所機能、地域の交流の場、地域社会の支柱等）を併せ持っている。

【おわりに】

この答申後、直方市教育委員会においては、学校規模適正化基本計画の策定、学校施設等長寿命化計画の見直しに進んでいくものと思慮します。

それら計画の策定または見直し、また、直方市学校規模適正化の推進にあたり、次の点につき、留意してほしいと考えます。

(留意要望事項)**①市長部局との連携**

今後、学校規模適正化の取り組みの推進に向けては、通学区域の変更等に伴う地域との調整、公共施設の保有総量の最適化や複合化を担う部署や財政を担う部署との調整、総合計画や都市計画等との整合性をとること等、市長部局とも様々な連携が必要なことが想定されます。そのため、市長部局との部局横断的な検討体制を構築する等、検討をしてほしいと思います。

②関係者（学校・保護者・地域）との連携

学校規模適正化の推進にあたっては、進捗の状況を積極的に情報発信し、学校・保護者・地域との間で意見交換を行ってほしいと思います。

③過小規模の解消

過小規模の学校（小学校・中学校ともに、通常学級が1～5学級の学校）は、教育上の課題が極めて大きいため、速やかな解消が必要です。学校統合を基本とした対策を可及的速やかに実施することを求めます。

④継続的な検討と柔軟な対応

将来の人口（児童・生徒数）や地域の環境は、各地域の土地利用状況の変化や社会情勢の変化等により、予測と大きく異なることとなることも起こり得ます。学校規模適正化基本計画策定後であっても、定期的・継続的に人口推計を行い、環境変化を注視しつつ、計画の変更を行う等、柔軟な対応を行ってください。

⑤「個別最適な学び^{※1}」と「協働的な学び^{※2}」の実現

こどもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめ重大事態や不登校児童生徒数の増加等）に対応し、「令和の日本型学校教育^{※3}」の構築を目指すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指してほしいと思います。

答申に示す学校規模を目指しつつも、小規模な学校のメリット等を鑑み、学校統合を選択せず、小規模な学校をそのまま存続させることとなった場合には、小規模特認校制度（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）を導入する等によ

り、小規模な学校のデメリットを最小化することもあわせて検討すべきです。

※1「個別最適な学び」・・・指導の個別化と学習の個別化を教師視点から整理した概念である「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念

※2「協働的な学び」・・・探求的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び

※3「令和の日本型学校教育」・・・誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいく中で、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育

学校規模適正化の検討は、様々な要素が絡む複雑で困難な課題です。市民の関心は高く、今後も様々な意見が出ることを考えられます。しかし、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものと考えます。

「こどものために」、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組み、そのことが直方市のためにつながることを願うものです。

令和7年8月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会